

那 霸 市 公 報

第 1 8 5 6 号

毎月 2 回 1, 15 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）・ 1795
- 都市景観資源の指定について（都市計画課）…………… 1796
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
…………… 1797

◇ 公 告 ◇

- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）… 1798
- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）… 1800
- なは市民協働プラザ施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）…………… 1802
- なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）…………… 1805
- なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）…………… 1808
- なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）…………… 1811
- なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（まちづくり協働推進課）…………… 1814
- 令和 6 年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（中央公民館）…………… 1817
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）…………… 1820
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）…………… 1821

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（公園建設課）	1822
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（公園建設課）	1823

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1824
----------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	1825
-------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和 5 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について（公表）	1826
○令和 5 年度後期定期監査の結果について（公表）	1828

告 示

那霸市告示第 537 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、令和 6 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那霸市長 知念 覚

- 縦覧期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から
令和 6 年 4 月 30 日（火）まで
（土曜・日曜及び休日を除く）
- 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（正午～午後 1 時を除く）
- 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階 41 番窓口）

那覇市告示第 538 号
令和 6 年 3 月 5 日
掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第 25 条第 1 項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 覚

記

指定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
76	登野城之御嶽と樹木	字国場 390-1・391-1	字国場自治会

※番号については、前回からの連番となっています。

那覇市告示第 555 号
令和 6 年 3 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 3 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
訪問看護ステーションおむすび 那覇市首里石嶺町 2 丁目 265-14 号アメニティ首里 401	合同会社 インクルージョ ン 代表社員 岩崎 里沙	育成医療・ 更生医療	令和 6 年 3 月 1 日
コソヨシ訪問看護ステーシ ョン 那覇市樋川 2 丁目 2 番 18 号	コソヨシ株式会社 代表取締役 加藤 瑞規	育成医療・ 更生医療	令和 6 年 3 月 1 日
live well 訪問看護 那覇市真嘉比 3 丁目 7 番 9 号 Olive 101 号室	株式会社 live well 代表取締役 久高 廉	育成医療・ 更生医療	令和 6 年 3 月 1 日

公 告

那覇市公告第 736 号
令和 6 年 3 月 1 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1)業務名 令和 6 年度 那覇市し尿等下水道放流施設 維持管理業務委託
- (2)委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3)履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬 1-5-11)
- (4)業務内容 別紙「令和 6 年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5)最低制限価格は設定しない
- (6)当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1)日 時 令和 6 年 3 月 25 日 (月) 午前 10 時
- (2)場 所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない。
- (3)特記事項 この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合があります。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して F A X にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市法制契約課に令和 5・6 年度の委託業者又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第に規定する者に該当しない者であること。

5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

【問い合わせ先】

クリーン推進課管理グループ 伊集

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

那覇市公告第 737 号
令和 6 年 3 月 1 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

那覇市長 知念 覚

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

1 入札に付する事項

- (1)業務名 令和 6 年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託
- (2)委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3)履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬 1-5-11)
- (4)業務内容 別紙「令和 6 年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託 仕様書」の
とおり
- (5)当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1)日 時 令和 6 年 3 月 25 日 (月) 午前 11 時
- (2)場 所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない。
- (3)特記事項 この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の
事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後
に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議
決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合が
ある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して F A X にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1)本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者。

-
- (2) 那覇市「令和 6・7 年度 物品購入等入札参加資格者名簿」の業種〔薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器〕に登録済である。
- (3) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者。

5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額に年間補充予定量を乗じて得た額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

【問い合わせ先】

クリーン推進課管理グループ 伊集

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

那覇市公告第 762 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

なは市民協働プラザ施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ施設管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設工事・委託業務登録業者」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。
- (2) 従業員に第 1 種電気工事士が 1 人以上いること。
- (3) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日時 令和 6 年 3 月 12 日（火）

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問い合わせ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 763 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札
の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務
- (2) 履行場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 概 要 空調設備・ポンプ設備・自動ドア等の点検

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設工事・委託業務登録業者」の業種「管」に登録されていること。
- (2) 冷凍機械責任者及び冷媒回収技術者の資格を有する者がいること。
- (3) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 本市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日時 令和 6 年 3 月 12 日（火）

午前 9 時 30 分受付開始 午前 9 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）

午前 9 時 30 分受付開始 午前 9 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問い合わせ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 764 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争
入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 第 1 種・第 2 種消防設備点検資格を有する者がいること。
- (2) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日時 令和 6 年 3 月 12 日（火）

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 765 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実
施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 概 要

空気環境測定、害虫駆除・予防、飲用水貯水槽清掃、汚水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次に登録されていること。
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号かつ第 8 号。
 - ・那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) (1)に係る営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日時 令和6年3月12日(火)

午前10時00分受付開始 午前10時10分説明開始

場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 会議室3

4 入札執行の日時及び場所

日時 令和6年3月19日(火)

午前10時00分受付開始 午前10時10分説明開始

場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 会議室3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

6 入札保証金

契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

7 契約保証金

契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書 (市様式)
- (2) 業務実績表 (市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料 (市様式)
- (6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
- (7) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 766 号
令和 6 年 3 月 4 日
掲 示 済

なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の制限付一般
競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

日時 令和 6 年 3 月 12 日（火）

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 772 号
令和 6 年 3 月 5 日
掲 示 済

令和 6 年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守
点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 6 年度那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館空調換気設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館
(那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号さいおんスクエア 3 階)
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 那覇市建設工事等入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店または支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会

- (1) 入札説明会は行いませんので、入札案内（公告）及び仕様書を熟読してください。
- (2) 入札案内（公告）及び仕様書、入札書、委任状、質問書は那覇市牧志駅前ほしぞら公民館窓口で配布します。また、那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和 6 年 3 月 8 日（金）～令和 6 年 3 月 15 日（金）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市牧志駅前ほしぞら公民館へ FAX すること。

回答日 令和 6 年 3 月 18 日（月）

回答方法 FAX にて回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 令和 6 年 3 月 19 日（火）10 時 00 分から

場 所 那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号さいおんスクエア 3 階
（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館）

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に基づき免除する。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除する。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市牧志駅前ほしぞら公民館まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 市税完納証明書の写し
- (4) 商業登記簿の写し
- (5) 誓約書兼同意書（市様式）
- (6) 最低賃金遵守誓約書（市様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のないものがした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札が提出された入札

-
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
 - (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
 - (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
 - (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
 - (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
 - (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
 - (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
 - (13) 郵送による入札
 - (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

12 特記事項

この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる案件である。市議会により当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、入札を延期または中止する場合がある。

13 問い合わせ先

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館

〒902-0067 那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号さいおんスクエア 3 階

電話 098-917-3443 FAX 098-867-0343

那覇市公告第 816 号
令和 6 年 3 月 13 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第 4 条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の原案の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域の変更（真地交差点周辺地区）
- 2 都市計画の原案に係る土地の区域
那覇市字真地 地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和 6 年 4 月 3 日（水）午後 7 時
開催場所：那覇市役所 10 階 第 1001 研修室（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- 4 公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：令和 6 年 3 月 13 日（水）から令和 6 年 3 月 27 日（水）まで
ただし、土・日曜日及び休日を除く
提 出 先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 5 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）
縦覧期間：令和 6 年 3 月 13 日（水）から令和 6 年 3 月 27 日（水）まで
ただし、土・日曜日及び休日を除く
縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
ただし、正午から午後 1 時までを除く
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那 霸 市 公 告 第 8 2 5 号
令 和 6 年 3 月 1 5 日

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那 霸 市

上記代表者 那 覇 市 長 知 念 覚

- 1 都市計画の原案の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域の変更（那覇具志頭線沿道地区）
- 2 都市計画の原案に係る区域
那覇市字上間及び字仲井真地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和6年4月5日（金）午後7時
開催場所：那覇市役所 10階 1001会議室（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- 4 公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：令和6年3月15日（金）から令和6年3月29日（金）まで
ただし、土・日曜日及び休日を除く
提 出 先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
- 5 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
縦覧期間：令和6年3月15日（金）から令和6年3月29日（金）まで
ただし、土・日曜日及び休日を除く
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、正午から午後1時までを除く
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 826 号
令和 6 年 3 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那 8 号安里緑地
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 24 年 4 月 24 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 公園建設課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 9 階)

那覇市公告第 827 号
令和 6 年 3 月 15 日

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号識名公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
昭和 58 年 8 月 8 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 公園建設課
(那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 49 号
令和 6 年 2 月 26 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 2 号
指定工事店名	株式会社明光電気
営業所所在地	那覇市壺川 1 丁目 12 番地 3
代表者氏名	仲村 彰
有効期間	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 6 年 2 月 20 日
異動事由	組織又は称号変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 11 号

令 和 6 年 3 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 1 2 4 人

- 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 6 9 3 人

- 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 5, 3 8 5 人

監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

令 和 6 年 3 月 15 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	前 泊 美 紀

令和 5 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

令和 5 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事（建築）

(9) 指摘事項等

ア 積算書のマニュアル・チェックリストについて（要望事項）

積算書の内容照査について、技術の継承や、若手技術者の研鑽のためにも、マニュアル・チェックリストにしておくことが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

校舎や体育館等の改築工事における積算書内容照査について、マニュアルやチェックリストの作成を検討します。

イ プール工事における水抜き箇所の防水処理について（注意事項）

プール階のピットについては、プール下部を全面防水とし、周囲の立ち上がり壁から外周配管ピットに、半割の塩化ビニルパイプで水抜きしているが、この半割下部分については防水処理がされていない。

この水抜き部分は防水上の弱点となるため、適切な防水処理を行うとともに、今後は、設計計画の時点で水抜き箇所に対する適正な防水処理がなされるよう検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

プールピット内の防水については、プール槽からの漏水及び結露による下階への漏水対策としています。今後の設計においては、防水施工範囲について、施工性も十分に考慮します。また、当該箇所については、ウレタン塗膜防水の施工を行いました。

ウ 提出書類の整理及び検査結果の活用について (要望事項)

多量の書類を準備されているが、項目別の目次を作成して目的をもって書類整理を行い、システム化すると今後の業務効率が向上すると思われる。検査での指摘事項と是正確認をまとめておき、次の工程での改善につなげる PDCA サイクルを意識して管理していくと品質が安定していくと思われる。

今後は、上記のことを実施することが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

必要書類の所在がわかるよう、一覧表や詳細な目録の作成やその目録作成に係るルールを定め、効率的に書類管理を行います。また、各工種において PDCA サイクルを念頭に置き、安定した品質管理を図ります。

○ 壺川老人福祉センター外壁及び耐震等改修工事

(9) 指摘事項等

ア 積算書のマニュアル・チェックリストについて (要望事項)

積算書の内容照査について、技術の継承や、若手技術者の研鑽のためにも、マニュアル・チェックリストにしておくことが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

現在、積算照査におけるマニュアルやチェックリストの作成に向けた検討作業に着手しております。

イ 実施工程の月間工程表への記載について (注意事項)

設計図書で記載されていない必要不可欠な改修工事やアスベスト除去工事の数量増による工期遅延が発生しており、定例会議などで進捗管理の打合せをしているが、月間工程表において進捗管理に関する朱書した記録はされていない。

今後は、実施した工程を適切に月間工程表にも記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の工事においては、月間工程表にも進捗を朱書きにて記録するなど実効性のある進捗管理が行えるよう努めてまいります。

那 監 公 表 第 9 号

令 和 6 年 3 月 15 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	前 泊 美 紀

令 和 5 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した令和 5 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令 和 5 年 度
後 期 定 期 監 查 報 告 書

令 和 6 年 2 月

那 霸 市 監 查 委 員

令和 5 年度後期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 4 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(7) 監査委員

監査委員事務局

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。
- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和 5 年 10 月 13 日から令和 6 年 2 月 21 日まで

- 2 主な日程

- (1) 実施通知日：10月13日（金）
- (2) 予備監査：12月11日（月）～12月21日（木）
- (3) 監査委員監査：1月30日（火）、31日（水）、2月1日（木）
- (4) 監査委員協議：2月14日（水）
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第 19 条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：2月21日（水）
 - ① 監査の結果に関する報告の決定

- 3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎12階）及び上下水道局

第 7 監査委員の除斥

上下水道局の監査は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、上地英之監査委員を除斥して行った。

第 8 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分 (*注) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	-	-	41	1	42
市民生活安全課	-	-	-	1	1
まちづくり協働推進課	-	-	7	-	7
ハイサイ市民課	-	-	5	-	5
文化振興課	-	-	14	-	14
文化財課	-	-	15	-	15
環境部	-	-	5	-	5
環境政策課	-	-	3	-	3
クリーン推進課	-	-	1	-	1
環境保全課	-	-	1	-	1
環境衛生課	-	-	-	-	-
会計管理者	-	-	-	-	-
出納室	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	1	-	1
庶務課	-	-	-	-	-
議事管理課	-	-	-	-	-
調査法制課	-	-	1	-	1
上下水道局	-	-	-	-	-
総務課	-	-	-	-	-
企画経営課	-	-	-	-	-
料金サービス課	-	-	-	-	-
水道管理課	-	-	-	-	-
配水課	-	-	-	-	-
水道工務課	-	-	-	-	-
下水道課	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	1	-	1
選挙管理委員会事務局	-	-	1	-	1
監査委員	-	-	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-	-	-
合 計	-	-	48	1	49

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。
- (2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。
- (3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共 通 事 項

ア 歳入調定遅れについて (注意事項)

次の(ア)~(コ)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) 物品自治会負担分(調定日:令和4年11月29日) 外5件
(まちづくり協働推進課)
- (イ) 令和4年度日仏共同製作新作舞台作品 公演(調定日:令和4年4月1日) 外1件 (文化振興課)
- (ロ) 那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) (文化振興課)
- (ハ) 那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) 外2件 (文化振興課)
- (ニ) 令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金(崇元寺跡保存整備事業)
(文化財課)
- (ホ) 伊江殿内庭園 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備補助 (文化財課)
- (ヘ) 首里金城の大アカギ天然記念物再生事業 (文化財課)
- (ヘ) 龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 (文化財課)
- (コ) 住友財団文化財維持・修復事業助成金について (文化財課)
- (コ) (公財)朝日新聞文化財団文化財保護助成金について (文化財課)

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて (注意事項)

次の(ア)~(カ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) なは一と施設使用料 許可番号22073 外5件 (文化振興課)
- (イ) 那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料(調定日:令和4年4月25日)
(文化財課)
- (ロ) 壺屋焼物博物館要覧売払い収入 2023年3月2日分 (文化財課)
- (ハ) 産業廃棄物処分業更新許可手数料(調定日:令和4年5月6日)
(環境政策課)
- (ニ) 産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)
- (ホ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

ウ 契約期間を遡及させる契約について (注意事項)

次の(ア)～(ク)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう行われたい。

- (ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託（ハイサイ市民課）
- (イ) 首里支所庁舎清掃業務委託（ハイサイ市民課）
- (ロ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約
（ハイサイ市民課）
- (ハ) 住民記録システム入力業務における R P A ライセンス保守及び利用契約（ハイサイ市民課）
- (ニ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約システム導入事業契約（ハイサイ市民課）
- (ホ) ホームページ維持管理業務委託（文化財課）
- (ヘ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託（文化財課）
- (ケ) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託（文化財課）

エ 予定価格の設定漏れについて (注意事項)

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 環境啓発事業・出前講座業務（環境保全課）
- (イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託（調査法制課）

オ 1 者見積による随意契約について (注意事項)

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号で定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」により随意契約を締結しており、1 人の者から見積書を徴している。

当該条項第 6 号に基づく場合には、経済的な不利益の有無を検証する必要があるため、2 人以上の者から見積書を徴す必要がある。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託（文化財課）
- (イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託（クリーン推進課）

(3) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ 市民生活安全課

ア 産業廃棄物の処理が含まれる契約における完了確認について（要望事項）

令和 4 年度スクールゾーン標識撤去業務委託の契約内容は、スクールゾーン標識看板の撤去、切断及び廃棄となっている。

当該委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）第 1 項の適用により、発生する産業廃棄物の処理責任は元請業者となる。

同法の一部改正を受け、平成 23 年 3 月 30 日付環廃産第 110329004 号通知に添付の「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」によると、「2.2 発注者等の関係者の責務と役割」（9 ページ）の解説「(1) 発注者の責務と役割」において、「工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する」こととされている。

産業廃棄物の処理が含まれる契約に当たっては、元請業者が提出する完了届にマニフェスト伝票の写しを添付させることなどを定め、適正な処理が確認できるよう努められたい。

○ まちづくり協働推進課

ア 適正な額の収入印紙の貼付について（注意事項）

なは市民協働プラザ清掃業務委託については、契約金額 1 千 78 万円に対し、当該委託契約書に貼付されるべき収入印紙の額は 1 万円であるが、2 千円の印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税文書の種類及び印紙税額等が定められており、契約事務を進めるに当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な処理を行われたい。

○ 文化振興課

ア 資金前渡及び概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡及び概算払いの精算事務については、失念による遅れが資金前渡は 8 件、概算払いは 22 件ある。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

また、概算払いの精算については、那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

資金前渡及び概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、所管替えしたものや廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが見られた。

備品の管理に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に定められており、関係規則を遵守し、適切な手続きをされたい。

○ 文化財課**ア 歳入調定（事後調定）遅れについて（注意事項）**

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 玉陵 文化財入園料（4月収納分）

(イ) 識名園 文化財入園料（4月収納分）

イ 随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務（12件）については、那覇市契約規則第20条第1項第6号に基づく随意契約とし、見積書の徴取を1人の者からの合見積としている。

那覇市契約規則第23条において、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

同規則逐条解説では、随意契約といえども競争性等を確保する必要があることから、見積書の徴取は2人以上の者から行うことを原則としたものである。

随意契約時における事務処理に当たっては、公平性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【選挙管理委員会】**○ 選挙管理委員会事務局****ア 契約事務における適用条項の誤りについて（注意事項）**

参議院議員通常選挙執行事業の期日前投票所会場等に係る労働者派遣基本契約については、当初、期日前投票所会場等に係る人員を募集し雇用する予定であったが、必要な人員を確保できず、残りの人員を確保するため、労働者派遣業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第 5 号は、緊急の必要により競争入札に付すことができないときとされており、予定された業務の遅れを理由に同号を適用することは適正ではない。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他

(1) 基金の運用方法について

基金は、令和 4 年度末時点で約 257 億 8 千万円あるが、有価証券運用残高は約 9 億 9 千万円と基金全体に占める割合は 3.9%となっている。

有価証券運用を除いた残りの基金は、ほとんどが大口定期預金で運用されているが、預託期間は 1 年であり、一時借入金に備えた大口定期やリスク分散による大口定期の利率は 0.002%、引き合いによる大口定期の利率も 0.026%となっている。

一方、那覇市債券運用要綱では、購入できる有価証券が国債、地方債、政府保証債、財投機関債又は地方公共団体機構債と定められており、令和 4 年度に購入した地方公共団体金融機構債(20年債)の利率は 1.433%となっており、引き合いによる大口定期の利率 0.026%の約 55 倍である。

地方自治法第 235 条の 4 の規定では、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと定められており、同法施行令第 168 条の 6 の規定では、会計管理者は歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定められている。

また、地方自治法第 241 条第 2 項では、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効果的な運用をしなければならないと定められており、同条第 7 項では、基金の管理については、歳計現金の保管の例によると定められている。

基金の運用方法については、関係法令に基づき、安全確実性のみならず、支払準備性や有利性を勘案して、より効率的かつ効果的な運用を図られたい。

